

公道を走行する

違法

電動
キックボード

ペダル付き
原動機付自転車



取締り強化中!!

**乗らない!
乗せない! 違法電動キックボード**

原動機で動く乗り物で公道を走るためには

▶ **運転免許**(定格出力に応じたもの)が必要です!

違反すれば... **無免許運転** 3年以下の懲役 又は
50万円以下の罰金

▶ 保安基準に適合した
ミラー、ウインカー等の装備が必要です!

違反すれば... **整備不良運転** 3月以下の懲役 又は
5万円以下の罰金



気軽な気持ちで乗っていたら...

※ 特例電動キックボードについては定められたルールに従って利用してください

大阪府警察